

## 常勤の役員の報酬等及び費用に関する規則

(制定 平成15年5月23日)  
(最終改正 平成29年6月27日)

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人財務会計基準機構（以下、「本財団」という。）の定款第39条の規定に基づき支給する場合の常勤の役員の報酬等（以下「役員報酬等」という。）及び費用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規則において役員報酬等とは、本財団が常勤の役員に対し、その業務執行の対価として支給するものをいう。

### (役員報酬等の種類)

- 第3条 役員報酬等は、原則として、役員俸給、役員手当及び退職慰労金とする。
- 2 役員俸給の月額、次の各号に掲げる区分により、役位別に定める金額の範囲内で評議員会の決議によって定める額とする。
- 一 常務 750,000円から1,200,000円まで
  - 二 業務執行理事 600,000円から950,000円まで
- 3 役員手当は、年間で役員俸給月額の6か月分とし、その支給時期については年俸制適用の職員に対する賞与の取扱いに準ずるものとする。
- 4 退職慰労金の取扱いは、常勤の役員の退職慰労金規則の定めるところによる。

### (費用)

- 第4条 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、通勤交通費及び旅費(宿泊費を含む)等をいう。
- 2 通勤手当は、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

### (役員報酬等の支給と控除)

- 第5条 役員俸給は、原則として暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。
- 2 役員報酬等から所定の料率により計算した税金・社会保険料等を控除するものとする。
- 3 月の途中で常勤の役員に就任又は常勤の役員を退任したときは、役員俸給は日割計算により支給するものとする。

### (委任規定)

第6条 この規則に定めのない事項については、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規則は、平成15年5月23日から施行する。

## 附 則

この改正規則は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月27日から施行する。

## 常勤の役員の退職慰労金規則

(制定 平成15年5月23日)  
(最終改正 平成29年6月27日)

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人財務会計基準機構（以下「本財団」という。）の定款第39条の規定に基づき支給する場合の常勤の役員の退職慰労金（以下「退職慰労金」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (適用の範囲)

第2条 この規則は、常勤の役員に適用する。

- 2 退職慰労金は、常勤の役員として円満に勤務し、任期満了、辞任、死亡により退職した者に支給する。ただし、常勤の役員としての在任期間の合計が1年に満たない場合を除く。
- 3 次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。
  - 一 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本財団の業務運営に多大な支障を与えたとき
  - 二 退職に当たり、本財団の社会的信用を傷つけ、又は在職中に知り得た機密を漏らし、本財団に多大の損害を与えたとき
  - 三 本財団の定款の規定に基づき、役員を解任されたとき
  - 四 その他前各号に準ずる事由により、評議員会の決議により減額し、又は支給しないことを定めたとき

### (支給基準)

第3条 退職慰労金の額は、次の方法により算出した額とする。

- 一 退職慰労金の額＝役員俸給月額×15/100×常勤役員在職月数
- 二 役員俸給月額は、常勤理事退職時の額とする。ただし、役位の変更等により在職中に役員俸給に変更があった場合は、在職期間中の最も高い俸給月額を適用する。
- 三 常勤役員在職月数は、常勤役員就任の日から退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

### (特別功労金)

第4条 特に功績顕著と認められる常勤の役員に対しては、評議員会の決議により、前条により算出した金額の30%を超えない範囲で特別功労金を加算、支給することができる。

### (支給の時期・方法)

第5条 この規則による退職慰労金及び特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、本財団に対して債務のある場合は、その債務を返済したものに対して、原則として退職日から2か月以内に支払うものとする。

### (委任規定)

第6条 この規則に定めのない事項については、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成29年6月27日から施行する。